

中心市街地再生支援事業 (R6 予算額：30万円)

1. 補助目的

中心市街地再生の官民協働の取り組み「こまがねテラス・プロジェクト」推進のため、その実現に向けた継続的な事業に対し、初動期経費の一部を補助します。

※「こまがねテラス・プロジェクト」とは：

「まちづくり勉強会」「まちなかワークショップ」での検討から生まれた中心市街地再生の新たな取り組みです。
「二つのアルプスのふもとのまち」であることを再認識し、中心市街地を居心地のよい「テラス」のような場所にしていくため、それぞれの自立した「実践」によって、中心市街地と山をつないでいこうという取り組みです。

2. 補助対象経費及び補助率

- 対象経費：こまがねテラス・プロジェクトのアクションプランの実現に要する初動期の経費
(食料費、旅費、人件費は除きます)
- 補助率：対象経費に3分の2を乗じて得た額以内（限度額：30万円）
- 制限等：補助金の交付は、一年度につきそれぞれ1回を超えて受けることができません。

3. 補助要件

- 事業計画書を作成すること。
- 審査基準を満たしていること。
- 補助事業の完了後、自主財源による事業の継続が見込まれること。
- 本事業の取り組みは、原則として2年以上継続すること。
- 年度末に、前年同期との売上高比率を測定し、報告すること。

4. 交付申請時提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業計画書・収支予算書
- (3) 見積書
- (4) 構成員名簿（複数の者で行う場合）
- (5) 店舗等の現況写真（改修する場合）

5. 実績報告時提出書類

- (1) 実績報告書（様式第4号）
- (2) 補助事業報告書・収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (4) 事業活動時の写真（改修の場合は、改修後の写真）
- (5) 広告物（作成した場合のみ）

6. 注意事項

- (1) 必ず事業開始前に交付申請手続きを行ってください。
- (2) 対象経費には、消費税は含まないものとします。
- (3) 審査の結果、補助希望額を下回ることがあります（審査内容は公表いたしません）。
- (4) 交付決定後、内容または金額に変更が生じた場合は、速やかに交付変更申請手続きを行ってください。
- (5) 補助要件に違反した場合は、補助金を返還していただくことがあります。
- (6) その他詳細については別途お問い合わせください。

7. お問合せ先

■駒ヶ根市 商工観光課 商業係 担当：寺沢・小原 (TEL 83-2111【内線431】)

中心市街地再生支援事業 審査基準

次の1～4の要素がすべて含まれていること

要 素	審査
1. 「こまがねテラス」の実現に向けた「街と山をつなぐ」ための取り組み 次の1つ以上のテーマを含んでいること	
ア 市外来街者に対するおもてなし事業	
イ 中心市街地を訪れる山岳観光客に対する事業	
ウ 外国人観光客に対する事業	
エ 観光客が求めている機能（喫茶店、土産物店、宿泊、体験）を実施する事業	
2. 駒ヶ根を PR する取り組み 次の1つ以上のテーマを含んでいること	
ア 駒ヶ根の自然や歴史が感じられるもの	
イ 駒ヶ根の農産物が活用されているもの	
ウ 駒ヶ根の風景や情景などがイメージされるもの	
エ 駒ヶ根のイメージアップにつながるもの	
オ 駒ヶ根市民及び訪問客に広く認知され、親しまれているもの	
カ 商品パッケージやネーミングに駒ヶ根らしさの工夫が感じられるもの	
3. 取り組みのクオリティ	
ア 商品、店内装飾、広報等、取り組みに対するこだわり、独自性が感じられる	
4. 自立性、継続性のある取り組み	
ア 補助金が初動期に活用され、以降、自主財源による事業の継続が見込まれる	